

大阪の最低賃金

838円



2014年10月5日(発効予定)から
時間給838円以上でない

最低賃金法違反になります。(高校生・再雇用も)
違反をすれば2年間さかのぼって請求できます。

パートも
アルバイトも

有給休暇と残業手当 がないのは違法です。

年次有給休暇は入社後6ヵ月以上勤務し、その間の出勤率が80%以上あれば1年間に10日とれます。年休は勤務年数の増加にともない増え、6年半勤めれば20日とれます。(週1日の仕事の人でも有給があります。)一部時間単位での取得が可能となりました。

時間外や休日出勤、深夜労働の割増し賃金表

60時間超の場合割増賃金50%が有給の休日取得も可能となりました。

時間外労働	25%以上
法定休日出勤	35%以上
深夜労働	25%以上



働く人の権利として、有給休暇や残業手当は法律で定められています。

突然のクビ?!それ違法です

使用者からの一方的な解雇=労働契約の解約は違法です。「正当かつ合理的な理由」のない解雇は「解雇権の濫用」として、厳しく禁止されています。「クビだ」と言われたら、はっきり「NO」と言いましょ。

使用者の都合による解雇の場合は30日前に解雇予告をおこなうか、解雇予告手当(平均賃金の30日分以上)の支払いが必要です。

通勤手当は誰でも正規と 同一基準でもらえます。

非正規労働者(有期雇用契約者)には通勤手当が出ない、正規と比べて大きな差がある、こうした職場が少なくありません。

しかし昨年の4月から労働契約法が改正され、特別の理由がない限り格差は禁止されました。



労働組合の結成や加入、組合員であることを理由とする解雇は労働組合法で禁止されています。

ひとりで悩まず今すぐご連絡を

労働相談

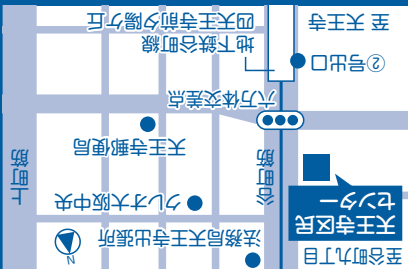


秘密厳守 相談無料
賃金、残業、解雇、
休暇、保険など

月~金10:00~18:00
フリーダイヤル/携帯電話可

0120-378-060

メールでの相談も受付けています ▶ <http://www.osaka-rouren.gr.jp/soudan/>



連絡先: 大阪市北区錦町2-2 国労会館1階 大阪労連 Tel.06-6353-6421
主催: 第19回/11-1 非常勤・N/L/11-1 派遣労働者のこと実行委員会

守る雇用 実現しよう均等待遇

地下鉄谷町線「天王寺駅前夕陽ヶ丘」2号出口徒歩3分

場所 天王寺区民センター・ホール
日時 11月16日(日) 13時~15時半